

(件名)

## 令和 5 年度静岡県地域防災計画の修正案について

(静岡県危機管理部)

### 1 防災基本計画修正に伴う修正

#### ●多様な主体と連携した被災者支援

災害発生時に迅速な支援に結びつけるため、ボランティア団体と被災自治体のニーズを調整する「災害中間支援組織」の育成など、多様な主体と連携した被災者支援の記載を充実。【資料 1 - 2 P 5、6、19】

#### ●法律の改正等

「障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」等の施行・改正に伴い、障害のある方への情報伝達体制の整備や所有者不明土地を活用した防災対策の推進などを記載。【資料 1 - 2 P 2、3、8、9、26】

### 2 本県において実施する施策等の反映

#### ●市町支援の充実

令和 4 年台風第 15 号の教訓を踏まえ市町災害対策本部の災害対応を支援し、県本部との調整役を担うことを目的とした「市町支援機動班」を新たに位置付け。【資料 1 - 2 P 9、10】

#### ●静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 の反映

犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現。【資料 1 - 2 P 21、23】

### 3 原子力災害対策編の修正

原子力災害対策指針や防災基本計画（原子力災害対策編）の修正に加え、国が甲状腺被ばく線量モニタリングマニュアルを策定したことから、緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備や住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について記載。【資料 1 - 3】

#### **4 火山災害対策編の修正**

富士山火山防災対策協議会において、令和3年3月に公表された「富士山ハザードマップ（改訂版）」を踏まえ、令和5年3月、「富士山火山広域避難計画」が「富士山火山避難基本計画」に改称のうえ改定された。その内容を受け、県内関係市町が共通認識を持って市町避難計画を策定するために必要な項目を記載。【資料1－4】

#### **5 その他所要の改正**

新型コロナウイルスについて令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行したことを踏まえた必要な改正。

またその他表現の適正化や誤記訂正など所要の改正。